

## 茨城県地域医療対策協議会設置要項の改正について

## 1. 改正の概要

本要項について、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）及びこれに係る厚生労働省通知に基づき、以下のとおり改正する。

## 2. 「地域医療対策協議会運営指針について」（平成 30 年 7 月 25 日医政局長通知）関係

- ・協議会の機能強化に伴い協議事項を追加するとともに、構成員を変更する。

## ア 協議事項の追加 第 2 条

キャリア形成プログラムに関する事項 医師の派遣に関する事項 派遣医師のキャリア支援に関する事項 派遣医師の負担軽減のための措置に関する事項 医師法の規定によりその権限に属させられた事項 その他医師の確保を図るために必要な事項
---

## イ 協議会の構成員 第 3 条

新	旧
(1) 特定機能病院	(1) 医育機関の代表
(2) 地域医療支援病院	(2) 医療機関の代表
(3) 公的医療機関（法第 31 条に規定する公的医療機関をいい、公立医療機関を含む。）	(3) 医療関係団体の代表
(4) 臨床研修病院	(4) 学識者
(5) 民間病院	(5) その他会長が必要と認める者
(6) 診療に関する学識経験者の団体	
(7) 大学その他の医療従事者の養成に関係する機関	
(8) 茨城県知事の認定を受けた社会医療法人	
(9) 独立行政法人国立病院機構	
(10) 独立行政法人地域医療機能推進機構	
(11) 地域の医療関係団体	
(12) 関係市町村	
(13) 地域住民を代表する団体	
(14) その他会長が必要と認める者	

## 2. 「キャリア形成プログラム運用指針について」（平成 30 年 7 月 25 日医政局長通知）関係

キャリア形成プログラムや対象医療機関の設定等に関する検討を行うため、臨床研修指定病院等で構成する「茨城県医師臨床研修連絡協議会」を県地域医療対策協議会のワーキンググループとして位置づける。第 7 条（1）

## 3. 「『医療法及び医師法の一部を改正する法律』の一部施行について」（平成 30 年 7 月 25 日医政局長通知）関係

へき地への医師派遣等について、へき地診療所の管理者を含めた小規模の会議体で実務的な調整・協議を継続して実施するため、「茨城県へき地保健医療対策協議会」及び「茨城県へき地医療支援機構」を県地域医療対策協議会のワーキンググループとして位置づける。第 7 条（2）

（3）

茨城県地域医療対策協議会新旧対照表

新	旧
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は次の事項について協議する。</p> <p>(1) 医師の養成確保に係る課題及びその対策  <u>キャリア形成プログラムに関する事項</u>  <u>医師の派遣に関する事項</u>  <u>派遣医師のキャリア支援に関する事項</u>  <u>派遣医師の負担軽減のための措置に関する事項</u>  <u>医師法の規定によりその権限に属させられた事項</u>  <u>その他医師の確保を図るために必要な事項</u></p> <p>(2) 救急医療体制の整備に係る課題及びその対策</p> <p>(3) 周産期医療体制の整備に係る課題及びその対策</p> <p>(4) 小児医療体制の整備に係る課題及びその対策</p> <p>(5) その他地域医療の充実に関し必要な事項</p> <p>(協議会)</p> <p>第3条 協議会は茨城県のほか、次に掲げる者をもって構成し、<u>構成員</u>は別表のとおりとする。</p> <p>(1) <u>特定機能病院</u></p> <p>(2) <u>地域医療支援病院</u></p> <p>(3) <u>公的医療機関(法第31条に規定する公的医療機関をいい、公立医療機関を含む。)</u></p> <p>(4) <u>臨床研修病院</u></p> <p>(5) <u>民間病院</u></p> <p>(6) <u>診療に関する学識経験者の団体</u></p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条協議会は、次の事項について協議する。</p> <p>(1) 医師養成確保に係る課題及びその対策</p> <p>(2) 救急医療体制の整備に係る課題及びその対策</p> <p>(3) 周産期医療体制の整備に係る課題及びその対策</p> <p>(4) 小児医療体制の整備に係る課題及びその対策</p> <p>(5) その他地域医療の充実に関し必要な事項</p> <p>(協議会)</p> <p>第3条 協議会は次に掲げる者をもって構成し、委員は別表のとおりとする。</p> <p>(1) 医育機関の代表</p> <p>(2) 医療機関の代表</p> <p>(3) 医療関係団体の代表</p> <p>(4) 学識者</p> <p>(5) その他会長が必要と認める者</p>

<p>(7) <u>大学その他の医療従事者の養成に係る機関</u></p> <p>(8) <u>茨城県知事の認定を受けた社会医療法人</u></p> <p>(9) <u>独立行政法人国立病院機構</u></p> <p>(10) <u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u></p> <p>(11) <u>地域の医療関係団体</u></p> <p>(12) <u>関係市町村</u></p> <p>(13) <u>地域住民を代表する団体</u></p> <p>(14) <u>その他会長が必要と認める者</u></p> <p>(会長)</p> <p>第4条 協議会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、構成員の互選により決定する。<u>ただし、茨城県以外の者とする。</u></p> <p>(ワーキンググループ)</p> <p>第7条 <u>次に掲げる会議体を協議会のワーキンググループとして位置付ける。なお、医師確保に係る事項については、ワーキンググループにおける議論の結果をもって最終決定とすることはせず、協議会において最終決定を行うこととする。</u></p> <p>(1) <u>茨城県医師臨床研修連絡協議会</u></p> <p>(2) <u>茨城県へき地保健医療対策協議会</u></p> <p>(3) <u>茨城県へき地医療支援機構</u></p>	<p>(会長)</p> <p>第4条協議会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。</p>
---	---

## 茨城県地域医療対策協議会設置要項

### (目的)

第1条 医師の養成確保対策事業，小児・周産期医療及び救急医療確保事業等，医療提供体制の充実強化のための方策を総合的に協議するため，茨城県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 医師の養成確保に係る課題及びその対策
  - キャリア形成プログラムに関する事項
  - 医師の派遣に関する事項
  - 派遣医師のキャリア支援に関する事項
  - 派遣医師の負担軽減のための措置に関する事項
  - 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
  - その他医師の確保を図るために必要な事項
- (2) 救急医療体制の整備に係る課題及びその対策
- (3) 周産期医療体制の整備に係る課題及びその対策
- (4) 小児医療体制の整備に係る課題及びその対策
- (5) その他地域医療の充実に関し必要な事項

### (協議会)

第3条 協議会は茨城県のほか，次に掲げる者をもって構成し，構成員は別表のとおりとする。

- (1) 特定機能病院
- (2) 地域医療支援病院
- (3) 公的医療機関（法第31条に規定する公的医療機関をいい，公立医療機関を含む。）
- (4) 臨床研修病院
- (5) 民間病院
- (6) 診療に関する学識経験者の団体
- (7) 大学その他の医療従事者の養成に係る機関
- (8) 茨城県知事の認定を受けた社会医療法人
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構
- (11) 地域の医療関係団体
- (12) 関係市町村
- (13) 地域住民を代表する団体
- (14) その他会長が必要と認める者

### (会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は，構成員の互選により決定する。ただし，茨城県以外の者とする。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し会議を主宰する。ただし、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

2 会議は、必要に応じ随時開催する。

3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者を出席させて意見を聞くことができる。

( 専門部会 )

第6条 協議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

( ワーキンググループ )

第7条 次に掲げる会議体を協議会のワーキンググループとして位置付ける。なお、医師確保に係る事項については、ワーキンググループにおける議論の結果をもって最終決定とすることはせず、協議会において最終決定を行うこととする。

(1) 茨城県医師臨床研修連絡協議会

(2) 茨城県へき地保健医療対策協議会

(3) 茨城県へき地医療支援機構

( 任期 )

第8条 構成員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の途中で構成員の交替があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

( 庶務 )

第9条 協議会の庶務は、茨城県保健福祉部医療局医療人材課において処理する。ただし、各部会の運営については、茨城県保健福祉部医療局医療政策課において行う。

( その他 )

第10条 この要項に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要項は、平成21年3月29日から施行する。

付 則

この要項は、平成24年3月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年5月10日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

## ■平成31年度 茨城県地域医療対策協議会委員名簿

	役 職 名		氏 名	本会	部 会		
					救急 医療	周産期 医療	小児 医療
1	茨城県看護協会	会長	相川 三保子	○		○	○
2	茨城県医師会 男女共同参画委員会	委員長	青木 かを里	○			
3	水戸済生会総合病院	病院長	生澤 義輔	○	○	○	
4	北茨城市民病院	院長	植草 義史	○			
5	東京医科歯科大学附属病院	病院長	大川 淳	○			
6	西部メディカルセンター	病院長	梶井 英治	○			
7	ひたち医療センター	病院長	加藤 貴史	○			
8	土浦協同病院なめがた地域医療センター	院長	亀田 尚徳	○	○		
9	常陸大宮済生会病院	病院長	小島 正幸	○			
10	茨城県保健福祉部	部長	木庭 愛	○			
11	東京医科大学茨城医療センター	病院長	小林 正貴	○			
12	土浦協同病院	院長	酒井 義法	○	○	○	○
13	筑波メディカルセンター病院	病院長	軸屋 智昭	○	○		○
14	茨城県立こども病院	病院長	須磨崎 亮	○		○	○
15	茨城西南医療センター病院	院長	野村 明広	○	○	○	
16	筑波大学附属病院	病院長	原 晃	○			
17	茨城県難病団体連絡協議会	会長	原 喜美子	○			
18	茨城県医師会	会長	諸岡 信裕	○	○	○	○
19	茨城県市長会	会長	山口 伸樹	○			
20	水戸医療センター	院長	山口 高史	○	○		
21	茨城県立中央病院	病院長	吉川 裕之	○	○		
22	日立製作所日立総合病院	院長	渡辺 泰徳	○	○	○	
23	茨城県産婦人科医会	会長	青木 雅弘			○	
24	筑波大学 医学医療系救急・集中治療医学	教授	井上 貴昭		○		
25	茨城県消防長会	会長	小泉 直紀		○	○	○
26	筑波大学 医学医療系産婦人科学	教授	佐藤 豊実			○	
27	水戸赤十字病院	院長	佐藤 宏喜			○	
28	JAとりで総合医療センター	病院長	新谷 周三			○	
29	神栖済生会病院	院長	高崎 秀明				○
30	筑波大学 医学医療系小児科	教授	高田 英俊				○
31	茨城県小児科医会	会長	渡部 誠一				○